

## 身体疾患を有する認知症患者のケアに関する評価

骨子【Ⅲ－２（１）】

### 第１ 基本的な考え方

身体疾患のために入院した認知症患者に対する病棟における対応力とケアの質の向上を図るため、病棟での取組や多職種チームによる介入を評価する。

### 第２ 具体的な内容

身体疾患のために入院した認知症患者に対する病棟でのケアや多職種チームの介入について評価する。

(新)	<u>認知症ケア加算 1</u>	
	イ 14 日まで	150 点
	ロ 15 日以降	30 点
(新)	<u>認知症ケア加算 2</u>	
	イ 14 日まで	30 点
	ロ 15 日以降	10 点

#### [算定可能病棟]

一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（精神病棟除く。）、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、特殊疾患病棟入院料、特定一般病棟入院料

#### [算定要件]

(1) 対象患者は、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランク

Ⅲ以上に該当する者。

- (2) 身体的拘束を実施した日は、所定点数の 100 分の 60 に相当する点数により算定。

#### 認知症ケア加算 1

- (1) 病棟において、チームと連携して、認知症症状の悪化を予防し、身体疾患の治療を円滑に受けられるよう環境調整やコミュニケーションの方法等について看護計画を作成し、計画に基づいて実施し、その評価を定期的に行う。
- (2) 看護計画作成の段階から、退院後に必要な支援について、患者家族を含めて検討する。
- (3) チームは、以下の内容を実施する。
- ① 週 1 回程度カンファレンスを実施し、各病棟を巡回して病棟における認知症ケアの実施状況を把握するとともに患者家族及び病棟職員に対し助言等を行う。
  - ② 当該保険医療機関の職員を対象として、認知症患者のケアに関する研修を定期的を開催する。

#### 認知症ケア加算 2

病棟において、認知症症状の悪化を予防し、身体疾患の治療を円滑に受けられるよう環境調整やコミュニケーションの方法等について看護計画を作成し、計画に基づいて実施し、その評価を定期的に行う。

#### [施設基準]

##### 認知症ケア加算 1

- (1) 保険医療機関内に、①～③により構成される認知症ケアに係るチームが設置されている。
- ① 認知症患者の診療について十分な経験と知識のある専任の常勤医師
  - ② 認知症患者の看護に従事した経験を有し適切な研修を修了した専任の常勤看護師
  - ③ 認知症患者の退院調整の経験のある専任の常勤社会福祉士又は常勤精神保健福祉士

- (2) (1)のチームは、身体的拘束の実施基準を含めた認知症ケアに関する手順書を作成し、保険医療機関内に配布し活用する。

#### 認知症ケア加算 2

- (1) 認知症患者が入院する病棟には、認知症患者のアセスメントや看護方法等について研修を受けた看護師を複数配置する。
- (2) 身体的拘束の実施基準を含めた認知症ケアに関する手順書を作成し、保険医療機関内に配布し活用する。